

一般競争入札実施要領 【売却】**1 入札参加の心得**

- (1) 公告内容、入札条件等、入札に必要な事項について熟知しておかなければなりません。
- (2) 入札執行について係員の指示に従わなければなりません。

2 入札物件

物件調書に記載のとおり。

3 入札参加資格

- (1) 個人及び法人とします。

- (2) 次の各事項に該当しないこと

ア 北九州市が行う市有地売払に関し、下記の事実があった後2年を経過していない者

- ・入札を取消されたことがある者
- ・落札者として資格を取消されたことがある者
- ・申込を取消されたことがある者
- ・当選者若しくは補欠者として資格を取消されたことがある者
- ・前回以前の落札者及び当選者（補欠者が繰上げにより当選者となった場合を含む）、及び先着順買受申請者で契約の締結及び代金の納入に至らなかった者

イ その他、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号）第2条に該当する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団のほか次に掲げる者

(ア) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

※「これに類するもの」とは、公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものをいう。

(イ) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者

(ウ) 次のいずれかに該当する者

a 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

※役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。

b 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者

c 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

d 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

e 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(エ) 前記（ア）から（ウ）までに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

なお、共同参加者または共有者を含めたすべての者が上記条件を備えていることと

します。

- エ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている団体に属している者、これらの者と取引のある者及びこれらの者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

4 入札参加申込方法

※質問がある場合は、平成31年4月26日（金）までに、所定の質問書（様式3）にご記入の上、北九州市財政局財務部財産活用推進課にFAX（093-582-2070）にてご提出ください。平成31年（2019年）5月8日（水）までに回答します。

※入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、入札事務のみに使用します。

※本物件は、現地見学会を実施しませんので、入札参加前に必ず現地を確認してください。

(1) 入札参加申込の受付

ア 受付日時

平成31年（2019年）5月9日（木）・5月10日（金）の
午前9時から午後5時まで

上記以外の時間では、受け付けません。

イ 受付場所

北九州市財政局財務部財産活用推進課（北九州市庁舎6階）

北九州市小倉北区内1番1号 TEL 093-582-2007

（注意事項）

※あらかじめ来庁日時を財産活用推進課に電話で連絡してください。

※電話・郵送等では、受け付けませんので必ず持参してください。

※提出された書類は一切お返しできませんので、ご了承ください。

(2) 申込に必要な書類等

ア 一般競争入札参加申込書（様式1）

※法人の場合は代表者印で押印してください。共同参加者がいる場合も代表者印で押印してください。

イ 役員一覧（様式2）

共同参加者がいる場合、事業者ごとに添付してください。

ウ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書・発行後3か月以内のもの）

エ 印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）

※個人で参加される場合は、「住民票の写し」を提出してください（イ、ウは不要）。

5 入札参加資格確認通知

- (1) 入札参加資格の有無については、平成31年（2019年）5月31日（金）頃 書面により入札参加申込者に通知します。なお、入札参加資格確認通知書は、入札当日に持参してください。

※入札参加資格確認のため、必要な官公庁へ照会を行います、

- (2) 入札参加資格確認通知後に、入札参加資格がないことが判明した場合は、資格を取り消すことがあります。

6 入札保証金

入札に参加するには、入札参加資格確認後に本市が交付する入札保証金を納めていただきます。

(1) 入札保証金額

入札価格の1割以上の額

(2) 納付方法

本市が交付する納付書により、北九州市公金取扱機関（納付書の裏面に記載）で納付してください。

(注1) 落札者が納付した入札保証金は、全額を契約保証金に充当することができます。ただし、落札者が落札物件の売買契約を締結しないときは、入札保証金は本市に帰属し、返還はいたしません。

(注2) 落札者以外の方の入札保証金は、「入札保証金提出兼返還請求書」に記載された金融機関の口座へ振込により返還します。入札保証金には利子は付しません。なお、返還には開札後4週間程度要することがありますので、ご了承ください。

(注3) 納付書の領収書の原本がなければ入札には参加できません。また、入札保証金の返還にも時間を要する可能性がありますので、領収書の原本の保管は十分にお気を付けてください。

7 入札及び開札

(1) 入札日時 平成31年(2019年)6月7日(金) 午前10時 (時間厳守)

(2) 開札時間 入札締切後直ちに開札を行います。

(3) 入札及び開札場所 北九州市庁舎(北九州市小倉北区内1-1)地下2階第5入札室

(4) 入札当日持参するもの

ア 一般競争入札参加資格確認通知書

イ 印鑑(法人の場合は代表者印。代理人が入札に参加する場合は代表者印は不要。)

ウ 入札保証金提出書兼返還請求書(領収書の原本を裏面に添付のこと。)

エ 委任状(様式4)

オ 代理人の印鑑(委任状に押印した代理人の印鑑) } ※代理人が入札を行う場合のみ

(5) 入札方法等

入札者は所定の入札書に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、入札箱に投入してください。

入札は代理人に行わせることができます。

代理人は、所定の入札書に必要な事項を記載し、記名押印(委任状に押印されている代理人の印)のうえ、入札箱に投入すること。

(6) 入札書の書替え等の禁止

入札者は、その投入した入札書の書替え、引替え又は撤回をすることはできません。

(7) 開札

開札は、入札締切後直ちに入札者立会いのもとで行います。

入札者が開札に立ち会わなかった場合は、開札の結果について異議を申し立てることはできません。

(8) 入札の中止

入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止又は延期することがあります。

入札を中止又は延期した場合、入札者及び入札に参加しようとする者が損失を受けても、北九州市は補償の責任を負いません。

(9) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ア 入札参加の資格がなくて入札したとき
- イ 入札保証金を納付しないとき又はその額が不足するとき
- ウ 入札書に記名押印のないとき、入札首標金額を訂正したとき又は記載事項について判読できないとき
- エ 同一事項について2通以上の入札書を提出したとき
- オ 代理入札で委任状を提出しないとき又は他人の代理を兼ね若しくは2人以上の代理をしたとき
- カ 入札者が協定して入札したと認められるとき
- キ その他入札に際し不正の行為があったとき

(10) 落札者

落札者は、最低売却価格以上の価格のうち、最高の価格をもって入札した者とします。

(11) くじによる落札者の決定

落札者となるべき同価の入札をした者が2以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない北九州市職員にくじを引かせます。

(12) 入札結果の公表

落札者及び落札金額について公表します。

(13) 入札の辞退

入札を辞退する場合は、必ず事前に財産活用推進課（093-582-2007）に電話連絡の上、様式の入札辞退届を提出してください。

ただし、提出された辞退届の撤回は一切認められません。

入札の辞退をした場合、入札参加申込み時に提出した書類の返却はできません。

8 土地の売買契約及び引渡し等

(1) 契約保証金

買受者に決定した者は、**平成31年（2019年）6月27日（木）**までに売買代金の1割以上の金額を契約保証金として納付し、北九州市の定める様式により契約（**但し、北九州市議会の議決が必要なため仮契約**）を締結していただきます。

※北九州市議会の議決後（平成31年（2019年）11月下旬ないし12月上旬頃）、本契約として成立します。

※契約保証金は、売買代金の一部に充当することができます。

(2) 売買代金

売買代金（契約保証金との差額）は**契約日から2ヶ月以内（平成31年（2019年）11月下旬ないし12月上旬頃の市が指定する日）**に全額を一括納入していただきます。指定の期日までに売買代

金の納入に至らなかった場合、契約保証金は北九州市に帰属します。

(3) 土地の引渡し等

売買代金の完納後所有権の移転登記を行うとともに、現状有姿のまま土地の引渡しを行います。なお、契約に関する諸費用及び登録免許税は、買受者の負担とします。

(4) 土地の利用について

土地の利用は、土地の引渡し以後に行ってください。

(5) 違約金

買受者が『物件調書』に記した事項に違反したときは、土地売買代金の1割または3割（18頁 契約書式例「第12条」参照）を違約金として徴収します。また、契約を解除する場合もあるので注意してください。

9 先着順売払

(1) 先着順売払の概要

次のいずれかの場合が生じたときは、先着順により申込を受付、契約の相手方を決定する売払を実施します。

ア 入札者がいないとき

イ 再度の入札に付し落札者がいないとき

ウ 落札者が契約を締結しないとき

(2) 売払価格

売却価格は次のいずれかのものとします。

ア 入札者がいないとき及び再度の入札に付し落札者がいないときについては、入札物件の最低売却価格

イ 落札者が契約を締結しないときについては、当該物件の落札価格

(3) 買受申込資格

『3入札参加資格』（4ページ記載）に定める各条項に適合することとします。

(4) 申込方法

申込書類等を、『4（1）イ 受付場所』（5ページ記載）で示す場所に提出してください。

申込に必要な書類等

ア 市有財産買受申込書（様式1※先着順売払用）

※法人の場合は代表者印で押印してください。共同参加者がいる場合も代表者印で押印してください。

イ 役員一覧（様式2）

共同参加者がいる場合、事業者ごとに添付してください。

ウ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書・発行後3か月以内のもの）

エ 印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）

※個人で参加される場合は、「住民票の写し」を提出してください（イ、ウは不要）。

(5) 買受資格確認通知

買受資格の有無については、申込日より約1か月後に買受資格確認通知書にて通知します。

(6) 受付期間

平成31年（2019年）7月8日（月）から平成31年（2019年）12月6日（金）の午前9時から午後5時まで

(7) 買受者に決定した者は、書面で通知のあった日から20日以内に売買代金の1割以上の金額を契約保証金として納付し、北九州市の定める様式により契約を締結（但し、北九州市議会の議

決が必要なため仮契約)していただきます。

※北九州市議会の議決後、本契約として成立します。

※契約保証金は最終の売買代金の一部に充当することができます。

(8) 売買代金

売買代金(契約保証金との差額)は、契約日から2ヶ月以内(但し、北九州市議会の議決があった日以降市が指定する日)に全額を一括納入していただきます。指定の期日までに売買代金の納入に至らなかった場合、契約保証金は北九州市に帰属します。

10 その他

(1) 今回の一般競争入札に参加しようとする方は、本要領に記載された事項について、十分に熟知しておいてください。

(2) 申込にあたっては、『物件調書』に記載の事項のほか、関係法令を遵守するとともに、あらかじめ関係行政機関等とよく協議しておいてください。

(3) 質疑応答について

作成にあたっての不明な事項については、平成31年(2019年)4月26日(金)までに、所定の質問書(様式3)にご記入のうえ、北九州市財政局財産活用推進課FAX(093-582-2070)により提出してください。

※ ただし、本市はファクシミリに起因するトラブルによる責任は負いません。
なお、電話や口頭による質問は受け付けません。

期間経過後の質疑については、回答しません。

質問内容1件ごとに1枚の質問票を使用してください。

質問に関する回答は、平成31年(2019年)5月8日(水)午後5時までに質問者に回答します。

入札と直接の関連性が認められない質問については、回答しない場合があります。

(4) この要領に定めるもののほか、必要な事項については、北九州市の定めるところによるものとします。